

札幌市捨土等に関する指導要綱

(昭和 63 年 1 月 1 日制定)

(平成 21 年 4 月 1 日改正)

(平成 22 年 8 月 1 日改正)

(平成 25 年 7 月 1 日改正)

(令和 3 年 1 月 12 日改正)

(目的)

第 1 条 この要綱は、捨土等に必要な技術的指導を行うことにより、災害の防止を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 捨土等 主に建設残土等（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 2 条第 1 項に規定する廃棄物を含まないもの。）を処分すること又は火山灰等を採取することを目的として行う盛土又は切土をいう。
- (2) 災害 崖崩れ、土砂の流出又は溢水による災害をいう。
- (3) 造成主 捨土等に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をを行う者をいう。
- (4) 施行区域 捨土等に関する工事を行う土地の区域（搬入路その他の関連工事区域を含む。）をいう。

(適用範囲)

第 3 条 この要綱は、施行区域の面積が 3,000 平方メートル以上の捨土等に関する工事について適用する。ただし、次のいずれかに該当する場合は適用しない。

- (1) 国又は地方公共団体が行う工事
- (2) 法令の規定による許可又は認可を受けて行う工事であって当該法令により災害の防止が図られるもの

(造成主等の責務)

第 4 条 造成主及び工事施行者（以下「造成主等」という。）は、捨土等に関する工事を行うに当たっては、次条第 3 項第 1 号及び第 2 号に掲げる技術基準を順守し、及び災害の発生を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

- 2 造成主等は、捨土等に関する工事を行うに当たり、苦情又は紛争が生じたときは、誠意をもって、その解決を図るものとする。

(工事の届出及び確認)

第 5 条 造成主は、捨土等に関する工事を行おうとするときは、事前に捨土等に関する工事の届出書（様式第 1 号。以下「工事届出書」という。）を市長に提出するものとする。

- 2 工事届出書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 捨土等の搬入・搬出計画書（様式第 2 号）
- (2) 別表に定める図面
- (3) 工事工程表
- (4) 施行中の防災に関する設計書（様式第 3 号）

(5) 他法令に基づく許可書の写し及び協議書の写し

3 市長は、工事届出書が提出されたときは、次の各号に掲げる技術基準に基づき確認し、その結果を確認通知書（様式第4号）により、造成主に通知するものとする。

(1) 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第9条に規定する技術基準

(2) 宅地防災マニュアル（平成19年3月28日国都開第27号 国土交通省都市・地域整備局長通知）

（標識の設置）

第6条 造成主は、当該工事の施行期間中、捨土等に関する工事の標識（様式第5号）を施行区域の見やすい場所に設置するものとする。

（工事の着手）

第7条 造成主は、工事届出書を提出した工事に着手したときは、すみやかに捨土等に関する工事の着手届出書（様式第6号）を市長に提出するものとする。

（工事の変更）

第8条 造成主は、工事届出書を提出した工事の内容を変更しようとするときは、事前に捨土等に関する工事の変更届出書（様式第7号。以下「変更届」という。）を市長に提出するものとする。

2 変更届には、第5条第2項各号に掲げるものの内、当該変更に関係する書類を添付するものとする。

3 第5条第3項の規定は、第1項の場合について準用する。

（工事の完了）

第9条 造成主は、工事届出書を提出した工事を完了したときは、すみやかに捨土等に関する工事の完了届出書（様式第8号。以下「完了届」という。）を市長に提出するものとする。

2 完了届には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 完了写真

(2) 出来形図

（工事の完了確認）

第10条 市長は、完了届が提出されたときは、すみやかに技術基準に基づき当該工事の完了確認を行い、その結果を完了確認結果通知書（様式第9号）により、造成主に通知するものとする。

（指導・助言）

第11条 市長は、第5条の規定による確認、又は前条の規定による完了確認の結果、防災上の支障があると認めるときは、造成主等に対し、その改善を指導するものとする。

2 市長は、前項に規定する場合のほか、必要に応じて、造成主等に対し、防災上の措置を助言するものとする。

（附則）

1 この要綱は、昭和63年1月1日（以下「施行日という。」）から施行する。

2 市長は、施行日前に工事に着手し、又は工事を廃止若しくは完了している土取り等の造成主及び工事施行者に対して、この要綱の規定（主として第5条及び第6条）を尊重し適切な措置を講じるよう必要な指導を行うものとする。

（附則）

1 この要綱は、平成 21 年（2009 年）4 月 1 日から施行する。

（附則）

1 この要綱は、平成 22 年（2010 年）8 月 1 日から施行する。

2 第 6 条第 4 項の規定は、改正前に通知した事前審査結果通知書についても適用する。

（附則）

1 この要綱は、平成 25 年（2013 年）7 月 1 日から施行する。

（附則）

1 この要綱は、令和 3 年（2021 年）4 月 1 日から施行する。

別表（第 5 条第 2 項）

図面の種類	明 示 す べ き 事 項	縮 尺
位 置 図	方位、縮尺、道路及び目標となる公共施設	1/5000
地 番 図	施行範囲	1/500
現況平面図	方位、縮尺、境界線、現況高低差	1/500
計画平面図	方位、縮尺、境界線、切土（淡黄色）又は盛土（淡赤色）を する土地の部分、計画地盤高	1/500
縦横断面図	工事前の現況線及び工事後の計画線を示す	1/500
排水平面図	設置位置、種類、材料、形状、勾配	1/500
構 造 図	擁壁等構造物を設置する場合、設置位置、種類、詳細	1/500